

令和3年1月14日

『宗教年鑑 令和2年版』掲載の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を掲載した『宗教年鑑 令和2年版』を取りまとめましたので、「第2部 宗教統計」より、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数)

令和元年12月31日現在

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被包括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	123	23	66	89	212
	仏 教 系	156	179	142	321	477
	キリスト教系	65	43	219	262	327
	諸 教	26	31	62	93	119
	計	370	276	489	765	1,135
都道府県知事所轄	神 道 系	6	82,466	1,991	84,457	84,463
	仏 教 系	11	74,019	2,630	76,649	76,660
	キリスト教系	7	2,812	1,648	4,460	4,467
	諸 教	1	13,719	383	14,102	14,103
	計	25	173,016	6,652	179,668	179,693
合 計		395	173,292	7,141	180,433	180,828

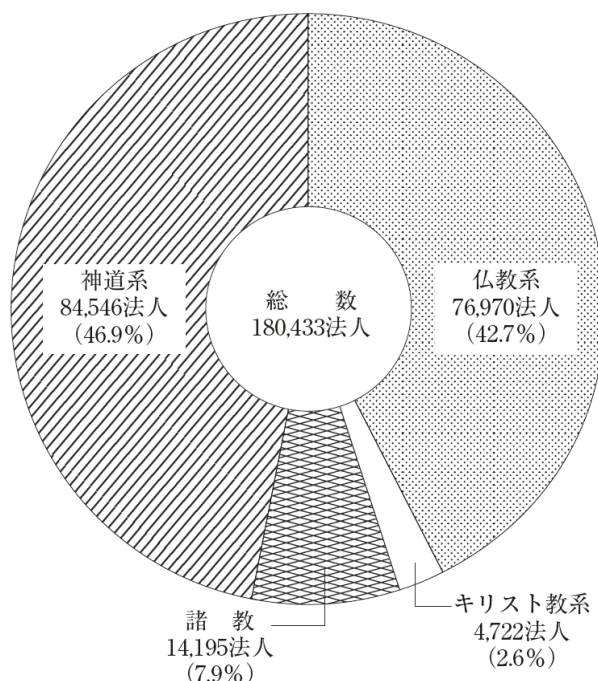
○ 全ての宗教法人数は180,828法人（前回（※）181,064法人から△236法人の減）。

※前回調査は、平成30年12月31日現在。

・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,135法人（前回1,132法人から3法人の増）、都道府県知事所轄は179,693法人（前回179,932法人から△239法人の減）。

・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は395法人（前回399法人から△4法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は180,433法人（前回180,665法人から△232法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（令和元年12月31日現在）



- 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 173,292 法人（前回 173,576 法人から△284 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,141 法人（前回 7,089 法人から 52 法人の増）。
- 「包括宗教法人」のうち、神道系は 129 法人、仏教系は 167 法人、キリスト教系は 72 法人、諸教は 27 法人（前回、神道系は同じ、仏教系は 168 法人から△1 法人の減、キリスト教系は同じ、諸教は 30 法人から△3 法人の減）。
- 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,546 法人、仏教系は 76,970 法人、キリスト教系は 4,722 法人、諸教は 14,195 法人（前回、神道系は 84,648 法人から△102 法人の減、仏教系は 77,042 法人から△72 法人の減、キリスト教系は 4,704 法人から 18 法人の増、諸教は 14,271 法人から△76 法人の減）。

（教師数）

○ 全ての教師数は、652,045 人（前回 659,658 人から△7,613 人の減）。このうち外国人は 3,564 人（前回 4,069 人から△505 人の減）。

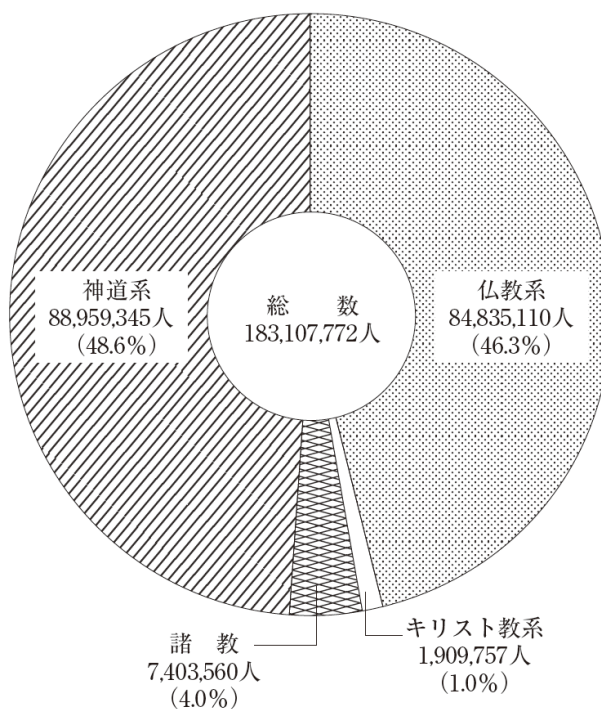
- 性別は、男性は 311,577 人（前回 315,579 人から△4,002 人の減）、女性は 340,468 人（前回 344,079 人から△3,611 人の減）。
- 教師のうち、神道系は 70,076 人、仏教系は 352,818 人、キリスト教系は 31,457 人、諸教は 197,694 人（前回、神道系は 71,697 人から△1,621 人の減、仏教系は 355,494 人から△2,676 人の減、キリスト教系は 31,619 人から△162 人の減、諸教は 200,848 人から△3,154 人の減）。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

(信者数)

○ 全ての信者数は、183,107,772人（前回 181,329,376人から 1,778,396人の増）。

我が国の信者数（令和元年12月31日現在）



・ 信者のうち、神道系は 88,959,345人、仏教系は 84,835,110人、キリスト教系は 1,909,757人、諸教 7,403,560人（前回、神道系は 87,219,808人から 1,739,537人の増、仏教系は 84,336,539人から 498,571人の増、キリスト教系は 1,921,484人から△11,727人の減、諸教 7,851,545人から△447,985人の減）。

※ 信者は、各宗教団体に称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体で定められ、その数え方もおのおの独自の方法及とられています。

【担当】

文化庁 宗務課 調査係

電話：03-5253-4111（代）

FAX：03-6734-3819